

議案第85号

つくば市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成27年 9月 2日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

つくば市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年つくば市条例第23号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年 1月 1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日にこの条例による廃止前のつくば市住民基本台帳カードの利用に関する条例第3条第2項の規定により必要な情報を記録をした住民基本台帳カードについては、なお従前の例による。